

恩納村万座毛周辺活性化施設利用規則

万座毛活性化施設の利用、利用減額・免除、観覧料免除、音楽機器等有料貸出をする場合は、事前に申請が必要となります。必ず利用前に申請し、承認を得るようお願いいたします。各申請につきましては、利用月の3か月前から利用日の7日前までに行ってください。

【 1 】 施設利用条件

- (1) 施設・設備・備品は丁寧に取り扱いください。破損時は実費をご負担いただく場合があります。
- (2) 所定の場所以外での飲食、喫煙をしないでください。
- (3) 火気の使用は禁止です。(コンロ、ろうそく、花火 等)
- (4) 飲食物の持ち込みは事前にご相談ください。
- (5) ゴミは各自でお持ち帰りください。
- (6) 音量にご配慮ください。周囲に迷惑となる大音量の機材使用はご遠慮ください。
- (7) 秩序を乱し、他人に迷惑となる物品の携帯又は動物類を持ち込まないでください。
- (8) 利用時間は厳守して下さい。(準備・片付けを含む)
※万が一利用中に時間延長が発生する場合は、申請時間内にインフォメーションまでお声かけください。
- (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (10) 許可を受けないで、物品等の展示販売、宣伝その他それらに類する行為をしないこと
- (11) 施設及び敷地内において無断で広報その他これに類するものの掲示又は配布をしないこと。
- (12) 前施設利用条件のほか、指定管理者の提示に反する行為をしないこと。

【 2 】 機器貸出に係る注意事項

- (1) 貸出機器を貸し出す際に、身分証明書を確認させていただきます。
- (2) 貸出機器の利用可能範囲は当施設内および当施設の周辺敷地内に限ります。
- (3) 当施設の敷地外への持ち出しはできないものとします。
- (4) 貸出機器を利用する者は、理由の一切を問わず第三者への貸出機器の譲渡、又貸しをすることはできません。
- (5) 貸出機器の利用前には必ず取扱説明書をお読みになり、お取り扱いには十分ご注意ください。
- (6) 貸出機器は整備・点検の上貸出しておりますが、利用前に必ず動作、付属品のご確認等を行ってください。
- (7) 万が一貸出機器を破損させた場合、破損に至る状況次第により相当額を弁償していただきます。
- (8) 貸出機器取り扱い中の事故による怪我、損害等について本社は一切の責任を負いません。
- (9) 貸出機器が損傷・紛失等で「原型返却」が出来ないときはお客様の実費負担とさせていただきます。

【 3 】 利用区分 (営利・非営利)

当施設は 営利・非営利いずれの目的でもご利用可能です。

- 営 利 目 的 の 利 用 例 : イベント、販売会、ワークショップ、撮影会、企業セミナー
 - 非 営 利 目 的 の 利 用 例 : 地域活動、サークル利用、練習会、会議、発表会
- ※利用目的に応じて料金が異なります。詳細は申請書の料金表をご確認ください。

【 4 】 利用料金及び観覧料の減免

免除対象は恩納村条例施行規則により以下の通りとなります。

- (1) 本村が主催及び共催する行事に利用する場合→全額免除
- (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する村内に所在する学校が、教育目的に利用する場合→全額免除
- (3) 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第10条に規定する村内に所在する社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を主たる目的として利用する場合→全額免除
- (4) 村内に所在する社会福祉団体が、その事業目的のために利用する場合→全額免除
- (5) 村内に在住する観光団体が、村民の観光向上のために利用する場合→5割～8割減額
- (6) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者→全額免除
- (7) 当施設への誘客を事業の目的としている個人及び団体 (案内ガイド・添乗員等) →全額免除
- (8) その他指定管理者が特に必要と認めた場合→5割～全額免除

【 5 】 支払い方法

- ・ご利用料金は、当日インフォメーション窓口にて、現金でのお支払いとなります。
- ※エアコン利用や、利用時間延長希望の場合は、必ずインフォメーション窓口までお声かけ下さい。